

# 下久保ダム船舶点検整備業務（仮称）

## 見積仕様書

令和7年8月

独立行政法人水資源機構  
利根川上流総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 適用

この仕様書は、下久保ダム船舶点検整備業務（仮称）（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2節 概要

#### 2-1 業務概要

本業務は、下久保ダム管理所が所有している船舶について円滑な運用を図るため点検整備を行うものである。

#### 2-2 業務場所

埼玉県児玉郡神川町大字矢納地内

#### 2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次表に示す船舶の点検、整備及び試運転航行までの一切とする。

船名	船種	船体	最大搭載人員	船外機	数量
神流	汽船	F R P 製高速船	10人	115PS	1隻
みかぼ	汽船	F R P 製和船	8人	40PS	1隻
いかだ1号	汽船	鋼製双胴船	6人	20PS	1隻
いかだ2号	汽船	鋼製双胴船	6人	20PS	1隻

#### 2-4 履行条件

1. 作業を実施する時は、監督員の確認を得て実施するものとする。
2. 本業務で使用する仮設資機材等は、受注者の負担により準備するものとする。
3. 作業の際、設備に損害をもたらした場合には、受注者が責任及び費用をもって修繕するものとする。

### 第3節 現場発生品

本業務によって生じた現場発生品については、現場発生品調書を監督員に提出し、確認を受けた後に搬出するものとする。受注者は、排出事業者として搬出した現場発生品のリサイクル処理を適宜施すとともにリサイクルできないものについては、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

### 第4節 提出書類

業務計画書 1部

点検整備業務報告書 1部

- ・実施工程表
- ・点検報告書
- ・整備報告書（取替部品一覧表を含む）
- ・業務管理書（材料確認書・段階確認書等）
- ・履行写真

履行写真は、次の作業段階等において撮影・記録するものとする。

①点検整備前・整備後	1枚(船舶毎)
②新規部品、資機材等一式	1枚
③取替部品新旧対比	1枚(部品毎)
④潤滑油の取替状況	1枚(船舶毎)
⑤試運転状況	1枚(船舶毎)
⑥立会写真	1枚(船舶毎)

## 第2章 点検整備

### 第1節 船舶主要仕様

船舶主要仕様は、別紙-1に示す。

### 第2節 点検内容

1. 本業務の点検等は、別紙-2に基づき実施するものとする。なお、点検には、確認、調整、締付、清掃、給油、部品及び消耗品の取替を含むものとする。

また、次表に示す部品等の取替を点検時に行うものとする。

船 舶	船外機	取替部品	数 量
神流	MF115EFI (マキユリ)	エンジンオイル (マキユリ-4ST-SAE25W-40) オイルフィルタ (35-877761K01) ギヤオイル スパークプラグ (LFR4A-E)	5L 1個 0.71L 4個
みかぼ	40EFI-4S (マキユリ)	エンジンオイル(マキユリ-4ST-SAE25W-40) オイルフィルタ(35-8M0065104) ギヤオイル スパークプラグ(RA8HC)	3L 1個 0.44L 3個
いかだ1号 (水色)	F20ELHPT (マキユリ)	エンジンオイル(マキユリ-4ST-SAE10W-30) オイルフィルタ(35-822626K03) ギヤオイル スパークプラグ(DCPR6E)	1L 1個 0.37L 2個
いかだ2号 (薄緑色)	MFS20E -EFTL (トハツ)	エンジンオイル(SH, SJ, SL級のSAE:10W-30/40) オイルフィルタ(3BJ07615-0) ギヤオイル スパークプラグ(DCPR6E)	1.2L 1個 0.465L 2個

#### 2. 点検整備作業

- (1) いかだ1号及びいかだ2号はティラーハンドルが硬くなる傾向があるため、ティラーハンドルの点検を行うものとする。
- (2) 点検整備により発生した廃部品・廃油脂は受注者の責任と費用負担により適切に処分するものとする。
- (3) 作業完了時は、監督員の立会のもと湖面上で船舶の試運転を行い、運転状態の確認を行うものとする。  
また、試運転後は、点検整備前の位置に係留するものとする。
- (4) 湖面への油脂の飛散・流出、資機材の落下等が無いよう十分注意して作業を行うものとする。万一、流出・落下させた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。  
なお、油脂等の回収等に要する費用は、全て受注者の負担とする。

### 第3節 個別整備

下表の船舶の個別整備として、部品交換を行うものとする。

船 舶	品名・規格等	数量	備考
神流	サーチライト用ハロゲンランプ (JCD 12V-55WDX)	2個	
みかぼ	プロペラ・ハブキット (48-73136A45)	1式	

#### 第4節 使用機械設備等

##### 4-1 使用機械

本業務において次の設備を使用しても良いものとするが、作業前に必ず設備に異常が無いことを確認を行ってから使用するものとする。

名 称	規 格	数量	使用目的
インクライン設備	積載荷重 5.0t	1 基	船舶吊上げ、吊卸し
ホイストクレーン設備	定格荷重 3.03t	1 基	船舶吊上げ、吊卸し

##### 4-2 運転操作者資格者

1. インクライン設備の運転は、労働安全衛生法第 59 条第 3 項の規定に基づき、特別教育終了者があたるものとする。
2. ホイストクレーン設備の運転は、クレーン等安全規則第 21 条のクレーン運転の業務特別教育修了者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、床上運転式クレーン限定免許所持者、クレーン限定免許所持者、クレーン・デリック運転士免許所持者のいずれかに該当する者があたるものとする。

また、玉掛け作業は玉掛け技能講習修了者があたるものとする。

3. 船舶の操船は、船舶操縦免許取得者が行うものとする。

##### 4-3 支給電力等

本業務において次のものを無償で支給する。

1. 設備の運転操作に必要な低圧電力
2. 業務に必要な低圧電力（ただし引渡し可能な場所及び負荷に限る）

-以上-